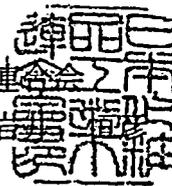


平成24年6月20日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会  
技術委員長 岩



日本化粧品工業連合会 UVA 防止効果測定法基準の改定にあたって

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「日本化粧品工業連合会 UVA 防止効果測定法基準の改定について」(平成24年6月20日付24粧工連第3号)により UVA 測定法の自主基準が改定されました。

今回自主基準として取り入れられた ISO24442 は、ISO (国際標準化機構) の IS (国際規格) として発行されたものであり、国際的にもこの測定法が定着することが期待されるところです。

このたび、自主基準の改定にあたり、次の点をご連絡させていただきますのでご留意くださるようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成7年11月5日付の「日本化粧品工業連合会 UVA 防止効果測定法基準」(以下旧基準という)は、UVA 照射後に生じる皮膚の黒化を指標とした測定法で、試料塗布部と無塗布部における皮膚の黒化が認められる最小の紫外線量の比をもって UVA 防止効果指数として算出しています。

この UVA 防止効果指数のことを「PFA」(Protection Factor of UVA の略)と表現してまいりましたが、ISO24442 におきましては、この「PFA」のことを「UVAPF」(UVA protection factor of a product の略)と表現しておりますので、今後は、UVA 防止効果指数のことを「PFA」ではなく「UVAPF」と表現します。

なお、「PFA」は、旧基準の中で UVA 照射後2~4時間に生じる皮膚の黒化を指標としていましたが、「UVAPF」は ISO での合意により UVA 照射後2~24時間に生じる皮膚の黒化を指標とすることとなりました。

2. 「PA+」、「PA++」等を記載する場合、必ず「SPF」も記載しなければなりません。表示例を次に示します。

表示例： SPF10・PA+

SPF10

PA+

3. 今回発行された ISO の In vivo UVA 測定法は、上述の旧基準に基づき検討された測定法であるため、両者の測定結果にはほとんど差がないものと考えておりますが、旧基準で設定されている標準品の UVAPF が 3.75 程度であるため、UVAPF が高い製品の場合には測定結果がばらつく可能性があります。

したがって、旧基準で測定した結果、UVAPF が 16 以上であったとしても、このデータをもとに「PA++++」の表示はしないでください。

4. 「PA+」、「PA++」等を記載する場合、ISO24442 にしたがって測定したことを示すため、例えば「ISO24442 に基づき測定した値」と追加記載することは差し支えありません。

ただし、追加記載は、大きな活字で記載したり、色調を変えて記載する等強調しないでください。いわゆる医薬品等適正広告基準に抵触する恐れがあります。

以上